

事務連絡

平成29年9月8日

各公立短期大学

事務局長 様

全国公立短期大学協会

事務局長 永井 隆夫

関係法令の公布について（お知らせ）

このことについて、下記のとおり公布されています。ご参考までにお知らせしますので、学長に伝達願います。

記

◎平成29年9月1日付け官報（第7094号）

- ・学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備に関する政令（政令第232号）

学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、制定

施行期日：平成31年4月1日から施行

◎平成29年9月1日付け官報（号外第189号）

- ・食品表示基準の一部を改正する内閣府令（内閣府令第43号）

施行期日：公布の日から施行

◎平成29年9月8日付け官報（号外第194号）

（※以下、官報の写しを添付郵送しました。）

- ・専門職大学設置基準（文部科学省令第33号）
- ・専門職短期大学設置基準（文部科学省令第34号）
- ・学校教育法施行規則の一部を改正する省令（文部科学省令第35号）
- ・専門職大学に関し必用な事項を定める件（文部科学省告示第109号）
- ・専門職短期大学に関し必用な事項を定める件（文部科学省告示第110号）
- ・学位の種類及び分野の変更等に関する基準の一部を改正する件（文部科学省告示第111号）

上記の省令及び告示に係る施行期日：平成31年4月1日から施行

全国公立短期大学協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-8 郵政福祉虎ノ門第二ビル3階

TEL 03-3502-1717・FAX 03-3502-1787・E-mail kotan819@cd.wakwak.com